別表六（十二）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の５第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「翌期繰越額 (7)－(8)　(9)」の外書には、租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(六)付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(十三)を削る。

別表六(十四)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑦」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑤」）」に改め、同表を別表六(十三)とする。

別表六(十五)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑨」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑦」）」に、「差引当期税額基準額残額⑬－⑭－(別表六(二十三)「14」)－(別表六(二十四)「15」)」を「差引当期税額基準額残額⑬－⑭－(別表六(二十三)「15」)－(別表六(二十二)「14」)－(別表六(」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑧」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑥」）」に改め、同表を別表六(十四)とする。

別表六(十六)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑪」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑨」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑩」）」を「調整前法人税（別表六(六)「７の⑧」）」に改め、同表を別表六(十五)とする。